別紙６

**一般財団法人山口県剣道連盟の表彰に関する規程**

（趣　　旨）

第１条 この規程は、一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）定款第4条第5号及び同施行規則第3条に基づく表彰等について必要な事項を定めるものとする。

（功労者表彰）

第２条 次の各号に該当する者を功労者として表彰することができる。

（1）年齢６５歳以上で次の各号に該当する者

ア　永年、県剣連の役員として、県剣連の運営に貢献した者

イ　地区剣道連盟（以下「地区剣連」という。）の役員として、剣道及び居合道並びに杖道の普及振興に特に功労のあった者

ウ　永年、県剣連の代表選手として数多くの大会に出場し、功労があった者

（2）県代表選手として、全国規模等の大会において優勝及びこれに準ずる成績をあげた者

（3）その他、会長が認めた者

（感謝状贈呈）

第３条 次に該当する個人又は団体に感謝状を贈ることができる。

（1）県剣連又は地区剣連の運営に協力援助した者

（2）少年剣道の指導者で、特に功労のあった者

（3）その他、剣道の振興に寄与し、特に会長が必要と認めた者

（表彰上申）

第４条 地区剣連会長は、所属会員等に該当者がある場合は、第１号様式により表彰上申することができる。

**附　　 則**

この規程は、平成3年4月28日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年5月22日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。（法人設立の日）

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

別紙７

第1号様式

|  |
| --- |
| **表彰（感謝状）上申書**  平成　　年　　月　　日    一般財団法人山口県剣道連盟  会　長　　　　　　　　　　　殿  地区剣道連盟  会　長　　　　　　　　　印  一般財団法人山口県剣道連盟の表彰に関する規程に基づき、表彰~~(感謝状)~~上申をします。  記  １　功労者の住所、氏名及び年齢等  　　　住所  　　　称号・段位・氏名  　　　年齢　　昭和・平成　　年　　月　　日生（　　　歳）  ２　功労の概要  ３　その他参考になる事項 |